

令和3年度予算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和3年度の地方消費税交付金の増収分の主な使い道は、下表のとおり本町の社会保障経費に要する一般財源の一部として活用することとしています。

（歳入）

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 62,040 千円

（歳出）

・ 社会保障施策経費 1,221,267 千円

（単位 千円）

事業名	経費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
社会福祉費	社会福祉総務費	32,648	128,030
	老人福祉費	38,769	351,160
	障がい者福祉費	123,209	50,440
	小計	194,626	529,630
児童福祉費	児童福祉総務費	10,057	11,519
	児童措置費	122,693	142,370
	小計	132,750	153,889
保健衛生費	保健衛生総務費	4,805	135,607
	予防費	714	25,160
	健康推進費	7,633	29,789
	母子保健費	513	6,151
	小計	13,665	196,707
合計	1,221,267	341,041	880,226

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、上記事業の一般財源の一部となっています。